令和6事業年度「施設園芸セーフティネット構築事業のうち省エネ加速化特例」 加入募集のご案内

更なる省エネ化で 燃料価格高騰に備えましょう

✓ 省工ネ機器の導入と被覆等の取組を組み合わせ燃料使用量50%以上の削減に 取り組む場合、補填数量を70%から100%に引き上げます。

申込期限

10月31日

実施期間

令和9事業年度まで

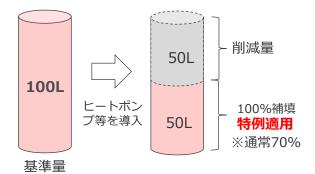
- ※日本施設園芸協会への提出締切
- ※特例を希望する者は令和6事業年度施設園芸セーフティネット構築事業の加入申請をしている者に限ります。
- ※事業参加者ごとの取組計画に即して申請し、一人一期 (最大3年間)までです。

加入要件

- □ 特例適用の事業初年度に**省エネ機器を導入**する者又は**既に省エネ機器を導入**している者
- □ 3年間で燃料使用量を50%以上削減する計画(省エネルギー等取組計画)の作成

SN加入状況		R 5 事業年	R 5事業年度 未加入者			
省工ネ機器 導入状況	導入して	こいない	導入	済み	導入して いない	導入済み
現行計画の 削減率	5 0 % 未満	5 0 % 以上	5 0 % 未満	5 0 % 以上	_	_
特例対象	\bigcirc	×		×	\circ	\bigcirc

省エネ加速化特例の仕組み



省エネ加速化特例補填金 = 補填単価×当月燃料購入数量の100%

- ※補填単価=各月の指標価格-発動基準価格
- ※基準量の50%の数量を上限とする
- ※特例分(30%)は事業年度末に一括交付

農林水産省農産局 園芸作物課 (一社)日本施設園芸協会

03-3593-6496 03-3667-1631

省エネ加速化特例加入の申請手続きについて

申請手続

- ・省工ネ特例の申請には、右記の書類が必要です。
- ・地域によって必要な書類が異なる場合がありますので、 **都道府県協議会**にご確認下さい。
- ・令和6事業年度施設園芸セーフティネット構築事業の加入申請をしている者に限ります。なお、積立金の契約の変更はできません。
- □省エネ加速化特例申請書 (省エネ機器導入の確認書類含む) □省エネルギー等対策取組計画

基準量の考え方

赤字が基準量です。基準量から50%以上の燃料使用量の削減に取り組みます。

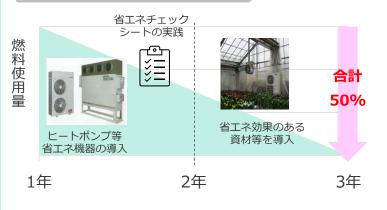
Aさん: 新たに省工ネ機器を導入 Bさん: 既に省工ネ機器導入済み

(単位:L)

		H30∼R2			R3~R5			R6~R8 (特例加入)		基準 数量	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
А	現在値	100	_	_	85	_	_	<u>70</u>	R6ヒート	ポンプ導入	70
さん	目標値	85			70			50%減 35			
	実績値	90	80	70	70	65	60				
В	現在値	200	_	_	170	_	_	145			180
さん	目標値	170			145			90			
	実績値	190	<u>180</u>	110	105	100	95				
R2ヒートポンプ導入 50%減											

省エネ加速化特例加入に向けたヒント

省エネ計画のイメージ





▲省エネチェックシート



▲省工ネ通知のページ QRコード



▲省エネマニュアル



▲省エネで収益力向上を

省工ネ機器の導入に加え、被覆の多層化や循環扇の導入、環境制御装置の導入など様々な 手段を用いて燃料使用量50%以上削減に取り組みましょう!

省エネや生産性向上の取組に活用可能な補助事業

○ 産地生産基盤パワーアップ事業 施設園芸エネルギー転換枠等



農林水産省